

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 6 日（月） 午後 4 時 44 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 早川委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 米弥副委員長
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 8 件・請願 1 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 4 時 44 分 閉会 午後 5 時 12 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 3 月 6 日

文教産業常任委員長

早 川 文 乃

記 録 調 製 者

熊 野 有志朗

早川委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 8 件及び請願 1 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 10 号「令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 長門市湯本温泉事業特別会計当初予算については、予算書 281 ページから 290 ページ、また、「当初予算説明資料」の 34 ページになりますが、第 1 款「温泉費」における予算額は、3,426 万 1,000 円と、令和 4 年度予算額と比較すると、2,382 万 7,000 円の増となっております。この要因は、「当初予算説明資料」にも記載のとおり、泉源及び配湯センターに設置のポンプについてその耐用年数を鑑み、更新することによるものです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員長 施設整備工事 2,093 万 3,000 円です。こちらについては配湯ポンプの更新というところですが、その内容についてお尋ねいたします。

上田施設管理班主査 長門湯本温泉にございます 2 つの泉源に設置されました泉源ポンプ、各 2 基ずつ及び配湯センターに設置しております加圧ポンプ 1 基、こちらが対応年数を迎えるため、更新に要する経費となります。

田村委員長 それぞれがもしかすると 3 つとも全部同じかもしれませんけれども、耐用年数について何年でしょうか。

上田施設管理班主査 全てのポンプにおきまして耐用年数は 15 年となっております。

田村委員長 その全てのポンプについて、一度に全部しなければならないと、今回、ということですか。

上田施設管理班主査 全てのポンプにおきまして、平成 20 年度に設置されたも

のでございます。令和 5 年度にありましたら、その 15 年といった耐用年数を迎えますので、全てのものが年数が経っておるといったところになります。

山下観光政策課長補佐 それでは補足させていただきます。耐用年数については 15 年ということで、来年度、全て更新というふうにしておりますが、実際の現場では、順調にいつているポンプ、そうではないポンプ等々ございます。ただ、やはり配湯ポンプにおきましては、旅館等に配湯する大事なものになりますので、やはり耐用年数を超えて、破れてということが、事態があつてはいけないと思いますのでやはり耐用年数を意識した交換ということで、全て来年度予算計上していただいております次第でございます。

重廣委員 今、耐用年数の話がありましたが、これ 15 年経ったから替えると、以前も 15 年経ったから替えるということでされたんでしょうか。というのが新しくするのが 20 年ぐらい耐用するポンプがあるんじゃないかと思うわけなんですよね。毎回、毎回、その 15 年、耐用年数用のポンプでないと駄目なのか。いろんな新しいポンプを試行錯誤されて、今度は 20 年のポンプがでたからそれに付け替えると、そういうことは検討されなかったのかどうかそれを伺いたい。

山下観光政策課長補佐 実際のポンプ、耐用年数 15 年、国税庁のほうが決める耐用年数が 15 年というふうな定めというのがありまして、実際のところ、それよりまだ使えるんじゃないかなろうかというポンプももちろんございます、現場的には。ただやはりそれ以上の期間が過ぎれば何かあったときに、やはり当然恐ろしいという思いもございまして、15 年で交換したいという思いで、来年度計上している次第でございます。

重廣委員 そういう意味ではなくて、例えば今言われた配湯センターといいですかね。そのポンプに関しては耐用年数は 15 年というふうに決まってるかもしれませんが。ただ、ポンプ自体の性能のですね、考えられて 20 年耐用ポンプにしたら、次から 20 年とされてもええんじゃないかなと思うわけなんですよ。15 年と書いてある決まりがありましても、18 年、20 年もつのもあります。ただ、1 つ壊れると一斉に稼働しなくなるから、今回全部替える、その意味もよくわかりますけど、ポンプ自体の性能がね、今この 15 年、15 年で、これまで来ているかもしれませんが、20 年とか例えば 17 年とかもつようなポンプ、そういう性能があるっていうのを検討されたかどうか聞きたいんです。

高橋観光政策課長 20 年耐用年数のポンプっていうのを調べたかつて言われますと、今時点は現時点であります 15 年のもので検討しておりますけれども、そういった性能も良いといえますか、耐用年数のあるものっていうのがもしあれば、その辺りも含めて実施にあたっては検討してみたいと思います。

重村委員 もう長くしませんよ。これ 15 年に 1 回、それで配湯ね、責任をもって市の事業として送らないといけないというところから、若干調子の悪いポン

ブもある、全然問題ないポンプもある。だけど、いっぺんに替えると。私が思うのは、やっぱり業者の方とよく相談して耐用年数過ぎて使えと僕は思いません。それは責任上、何かあってもあれでしょうから。だけど、例えばこうやって4基いっぺんに2,000万円使うというのが15年に1回来るわけですね。今後の財政を考えたときに、例えば7年経ったとかで2基、また7年経ったとかで2基、そういうふうな財政的な平準化をできるだけするような、私は予算組みとかいうのも今後は私は行政は必要じゃなかろうかと。だから例えばオーバーホールしたら、5年、例えばこのポンプ2台については、使えると思いますよとか、業者の方とよくあれして、私は4基いっぺんに2,000万円っていうのが湯本温泉会計事業を見たときに、通常は1,000万そこそこのところが、これだけで繰入金もこの年度だけでどーんと必要になるわけですね。だから今後の財政とかいうのを考えたときに少しでも平準化を図る努力っていうのは、私は今後必要じゃないかというふうに思います。そこだけ聞いて終わろうかなと。

高橋観光政策課長 まず先ほど重廣委員からのご指摘の中で、20年っていうのがあればっていうところですけど、例えば15年と20年の2基ずつやるとか、そういったことも検討してまいりたいと思いますし、湯本温泉特別会計が令和5年度、一旦大きく膨らみますけれど、現在基金としては廃止をされてますけど、以前は、観光施設等整備基金というのがございまして、それは入湯税の標準税率分を毎年定期的に積み立てて、それでそれをこういったポンプのときに繰り出して使うっていうような、そういったものがあったんですけど、今超過税率を150円の上乗せをやってますので、そのときに寄附を含めて観光振興基金という形で組み直しております。それとその超過税率部分については未来振興基金ということで、新たにエリアマネジメントっていうことでやってますけど、平準化ということを非常に大事だと思うんですけど、基金積み立てるとそこにずっと滞留していくわけで、地方税法的にはいろんなものに使えるものが、そこにずっと留保するっていうのもなかなか平準化できていないっていうところもあるかなと思うんですけど、先ほどご指摘いただいた、ポンプの更新時期をずらしていくっていうのは、これは必要なことではないかなというのは私もちょっと感じておるところがありまして、今回例えば財政的に言うと、もうちょっと伸ばせないとかっていうところも当然あると思いますけれども、とりあえず令和5年度に変更する際にそういったずらすようなことも検討して平準化に努めていきたいなと思います。

岩藤委員 ポンプの交換ということで、1号線2基、3号線が2基というふうな説明だったんですけど、これ他にもポンプっていうのは存在するのかどうか。それがちょっと私よくわからないんですけど、今後そういったふうな出てくるのか。

山下観光政策課長補佐 今回、配湯センター、送水ポンプ1基ということで、これは実際4台が繋がってるユニットタイプということで1基ということなんですが、それとは別に実は足湯のほうのポンプもございます。これについては今、来年度ということで計画しておるところでございます。耐用年数は過ぎますが、ここは来年度ということで計画しておるところでございます。

高橋観光政策課長 これについては、足湯については、いわゆる市のほうが管理をしてまして、それで今年も何回か止めざるを得ないこともあったんですけど、それについては、いわゆる料金を取ってサービスを提供しているわけではないので、それについては、先ほどの平準化っていうところも含めて、耐用年数1年伸ばしましょうということで担当課のほうで判断をして予算要求をしてないという状況ではございます。

早川委員長 今一度、議案第10号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 これは部長か副市長のほうに、私は以前からこの湯本温泉事業会計というのが、特別会計のあり方がどうなんだと疑義を呈しています。昨年でしたかね、指定管理者制度導入ということも視野に入れば、この特別会計のあり方というのは変えられるというようなご発言だったと思いますけど。その後、この会計に対する指定管理者制度の導入等のあれは進んでるのかどうか。現時点での見解をお尋ねします。

堀経済観光部長 委員お尋ねのとおり、昨年度もご質問をいただきまして、先ほどお話しのとおり、指定管理者制度の導入もあり得るのではないかとということでお答えをさせていただいたところでございます。一般会計からの繰出金が増額し、特別会計の収入で収支がとれていないというような御指摘も先程来からいただいているところでございます。先ほど担当からもご説明したとおり、令和5年度はポンプ機器の取替が生じるため、大幅な一般会計からの繰り入れに依存する状況の中ですけれども、改修費を除いた通常時の収支においては、人件費を除けばですけれども200万円程度の黒字が見込めているという状況でございます。その中で、大規模改修等があったわけですが、先ほど課長がご説明させていただいたとおり、これについては地方税法第701条の充当ルールに基づき、繰出金等の充当がなされているところでございます。特別会計の規模が、大規模改修等がある場合、一時的に拡大することを問題視にするということであるならば、平準化する方法としては、特別会計側で基金を造成するなどの状況もでございます。ただし、先ほど課長がご説明したとおり、基金積み立てた段階で使途が限定され、その年度に払われた入湯税が数年後に消費されるという滞留があり得るというところを問題と考えられます。さらに、今後、難解ではありますが、委員の御指摘のとおり、昨年度お答えしたとおり、今後、指定管理を検討するのであるならば、入湯税の収入規模の推移というものも注視しながら、標準税

率の入湯税による基金の検討、さらには大規模改修を考慮した配湯料の適正な値であるかどうか診断等も、総合的な立場に立って検討する必要があると考えており、この検討を令和 5 年度以降行っていこうというふうに考えておるところでございます。

重村委員 僕言いたくないんやけど。僕は指定管理者制度、他はもう課長から聞いたら大丈夫ですよ。指定管理者制度導入というのも視野に入れば、この特別会計はっていうのを去年言われている。だからそれに関して議論があったり、どういう、1 年間経ってね、ことがあったかっていうのを私は知りたいから質問したんですよ。だからその部分だけ、この 1 年間全く議論ができなかったら、いいやまた議論出てません、今年度やりますなら今年度やりますでいいですよ。その明確な答弁が欲しいんだよね。

堀経済観光部長 明確な答弁というご指摘でございます。先ほど申しましたとおり、指定管理を導入するならば配湯料の適正な診断などが必要ということで今年度の協議をさせていただいたところございまして、この協議を来年度から実施していこうという中で指定管理についても検討していこうということで考えておるところです。

早川委員長 ほかにご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 42 号「長門市営駐車場条例を廃止する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 長門市営駐車場条例を廃止する条例については、追加議案参考資料の 1 ページのとおりであり、特に補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 行政財産から普通財産になるという今回条例だと思いますけれど、この目的といいますか、何ていいますか使い道は決まっているんでしょうか。

堀経済観光部長 本駐車場につきましてはこれまで観光客等の利用があったわけですが、その中で年々使用が減少し、平成 26 年度には駐車場の使用もほぼなく管理者の設置も行っていない状態ということになっております。この中で新たに産業振興として活用しようというようなお話もいただいておりますことから、現在の駐車場使用条例を廃止をさせていただくということで追加上程をさせていただいたところでございます。

早川委員長 ほかにご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案

第 42 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 17:05 —

— 再開 17:06 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 26 号「長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 「長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例」につきましては議案参考資料の 12 ページのとおりであり、特に補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 今回の条例改正ですけれども、こういった業種に対してメリットがあるというふうに考えればよろしいでしょうか。

堀経済観光部長 本条例の提出においては、第一次産業から第三次産業までのあらゆる業種を対象に企業誘致活動を活発化させていこうという執行部としての考え方を反映させていただいた、行政としての考え方を反映させていただいたものでございます。その中で、これまでは業種が限定されていたところでございますが、これを拡大させていただき、さらには本来事業者として事業周知させていたでいたところでございますけれども、事業者自体が新たに雇用することを交付条件とさせていただいていた中で、結果的にこうした業種、業態が限定されていたというところもございます。現在、時代の趨勢としてディベロップーのほうが開発をされ、そういったケース等もございます中で、そういったものにも対応したものに変わっていかうということで、条例改正を図らせていただいたところでございます。

田村委員 現在この条例によって固定資産税の免除を受けられている事業者さんっていうのは長門市で何社ぐらいあるんでしょうか。

村中企業誘致班長 現時点までということでありましたら、事業者については 3 事業者になっております。

田村委員 その 3 事業者の全て、何て言いますか今回の条例改定で対象になる業種ではなくて、条例が変わっても恩恵は変わらないという事業者さんはいら

っしゃいますか。

村中企業誘致班長 委員お見込みの通りです。既存の現行法に基づいて既に条例施行規則のほうの分類に入っている事業者の方になりますので、この度の改正で恩恵を受ける事業者ではございません。

重廣委員 すみません、一点だけ。開発しまして、今 3 件ほどの恩恵が大きかったと言われたのかな。約 3 年ぐらい経ってるから、また 3 年延ばす。また 3 年後には 3 年延ばす、というイメージが強いんですよ。ただ他市の状況、今長門は 3 年だったのを 6 年に延ばすというのがありますけど、近隣他市と言いますか県内の状況がもし分かりましたら教えていただければと思います。

村中企業誘致班長 県内他市の状況ということでもありますので、お答えいたします。本市と隣接いたします萩市につきましては、現行の本市と同じように 3 年間となっておりますけれども、こちらのほうに書いております過疎法なり、地域未来法なり生産性向上などに基づく本市の条例、税条例に基づいて 3 年間の課税免除を受けて、この後に企業立地奨励金を受けられるということで、6 年間受けることとなりますけれども、これについては萩市も同じものとなっておりますけど、萩市につきましては課税免除の企業立地奨励金ではなくて、うちは固定資産税相当額を 3 年間交付するものになりますけれども、萩市については初期投資の軽減というところで、開設までにかかったもの 1 年度で補助金として交付するものになっております。また美祢市につきましては、こちらは本市と同じように固定資産税の免除なり、奨励金になりますので、こちらは本市と同じ 3 年間の奨励金の期間となっております。他市、山陽小野田市につきましても 3 年間になっておりまして、ほとんどの自治体で 3 年間となっております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 26 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、8 日の予算決算常任委員会文教産業分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。

— 延会 17:12 —